

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	農地利用合理化事業						担当部	市民産業部							
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	農政課								
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	農地係							
	総合計画 分野別計画	主目的	6 産業振興		28 農業		2 農地の保全に努める									
		副目的														
	予算区分	款	6		項	1		目	2		大	3		中	1	
	根拠法令・個別計画	農業経営基盤強化促進法														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	15 %			委託	0 %			助成	85 %					
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	農地保有合理化事業を利用して、市事業の代替用地としての農地を、社団法人愛知県農林公社に売却時まで中間保有を依頼し、農地の有効利用を図る。														
	内容 (手段)	<p>○H23年度実施内容</p> <p>市は原則行政目的以外で農地を保有することができないため、公共事業代替用地等の農地については、農地利用合理化法人である(社)愛知県農林公社に保有を依頼し、市は売却先をあっせんをすることで確保をしてきた。このため市と農林公社で協定を締結し、市は農林公社に対し、保有に要する経費を補助金として交付している。近年の代替地需要の減少により、保有農地の処分をすすめており、処分促進のため境界確定測量や鑑定評価の実施を農林公社へ依頼、また近隣農地所有農家等への折衝等を行った。</p> <p>【直接経費の内訳】</p> <p>補助金(2,947千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有農地4,943㎡取得費に対する利子・固定資産税 ・境界確定測量・鑑定評価費用(1箇所) <p>○H24年度実施内容</p> <p>旅費(16千円)</p> <p>補助金(82,169千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有農地4,943㎡のうち、3,337㎡売却予定 ・保有農地4,943㎡取得費に対する利子・固定資産税・草刈等管理費【3,547千円】 ・境界確定測量・鑑定評価費用(1箇所)【570千円】 ・3,337㎡の売買経費、簿価時価差額等、売却時に精算する費用【78,052千円】 														
受益者負担	無															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	2,599	8,762	2,947	82,185	
		正職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.10	0.10
			人件費	千円	531	531	531	531
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	3,130	9,293	3,478	82,716	
	対前年比	%		296.9	37.4	2,378.2		
財源	一般財源	千円	3,130	9,293	3,478	82,716		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	交付回数	回	目標		2	2	2
実績				2	2	2	
農地処分面積	㎡	目標		974	485	946	3,337
		実績		974	485	0	
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
			未処分農地面積	㎡	目標	5,428	4,943
			実績	5,428	4,943	4,943	
			目標				
			実績				

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	(社)愛知県農林公社に対し、7筆4,943㎡の農地の保有に要する経費の補助をした。H23年度は1筆946㎡を売却予定で農家との折衝を行ったが、農家の営農計画との折り合いがつかず売却できなかった。また売却促進のため、3筆3,337㎡について境界確定測量や鑑定評価を依頼し実施した。近隣農地所有農家に話をしたり、市役所庁内での公共用地としての利用照会や、農林公社ホームページにも掲載を依頼し、処分促進に努めた。
		事業実施における課題等	保有農地の近隣農地所有農家に売却し、一体利用による規模拡大・営農合理化を図ることが理想だが、農家の都合により処分できない場合がある。
		事業を縮小・廃止したときの影響	(社)愛知県農林公社は、農地の中間保有が法的に認められている唯一の公的機関であるが、こうした公社の機能を活用できなくなる。現在保有していただいている土地の保有ができなくなり、即時に売却先を選定する必要がある。
	今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持
	判定理由	協定により市が保有を依頼したものである。現在売却に向けて鋭意努力、折衝していることから、現状維持とするものである。	
	改善案等	農地であるため売却先が限定されているが、隣接地所有農家以外の、個人以外の企業等も考慮し、買受の資格がある売却先を早期に選定する。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。(社)愛知県農林公社に保有を依頼した農地の早期売却に努めること。